

平成20年度決算に基づく

健全化判断比率・資金不足比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて、町の財政状況を公表いたします。

公表する指標は、「①実質赤字比率」「②連結実質赤字比率」「③実質公債費比率」「④将来負担比率」の4指標と地方公営企業「ガス事業会計」と法非適用企業「農業集落排水事業会計」における資金不足比率です。

早期健全化基準・経営健全化基準を超えると、財政健全化計画を策定し、計画的に財政の健全化を図らなければならなくなり、更に財政再生基準を超えると国の同意を得なければ、起債や単独事業の実施が事実上できなくなります。

町では、平成20年度決算に基づく実質赤字比率・連結実質赤字比率および資金不足比率はありませんので、それぞれの数値は示されていません。また、実質公債費比率や将来負担比率については、早期健全化基準の範囲内ですが、依然と高い状況にありますので、今後も行財政改革の推進を更に進めていきます。

(単位：%)

区分	町の健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
③実質公債費比率	17.0	25.0	35.0
④将来負担比率	182.3	350.0	

(単位：%)

公営企業会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業会計	—	20.0
ガス事業会計	—	20.0

健全化判断比率の対象範囲

